

# 合併処理浄化槽について

—きれいな水環境の整備のために—

補助制度のご案内（令和8年度）

丸亀の水  
暮らしの水  
いのちの水

丸亀市都市整備部下水道課

〒763 - 8501 丸亀市大手町二丁目4番21号

☎0877 - 24 - 8850

# 生活雑排水もきれいに浄化する合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、台所・風呂・洗濯などから出る生活雑排水をし尿と併せて処理するものです。



## ▶ 合併処理浄化槽の利点 ◀

- ◆ 手軽に便所を水洗化にできるので毎日の生活が快適になります。
- ◆ し尿だけを処理する単独浄化槽に比べて、何倍もの浄化効果が得られます。
- ◆ 生活排水の汚れが減少し、きれいな処理水となり安心して流すことができます。
- ◆ 設置が早く、すぐ効果が発揮できます。

- ◆ 設置はクルマ 1 台分のスペースでOK！

5 人槽の場合の一般的な合併処理浄化槽の大きさ

幅 : 2m10cm  
奥行 : 1m10cm  
深さ : 1m50cm



# 合併処理浄化槽補助制度のご案内

丸亀市では、生活排水による川や海の汚れを防止するために、小型合併処理浄化槽を設置される方に補助金を交付しています。

## ◆ 対象地域

- (1) 下水道（農業集落排水事業を含む）の事業計画区域外の地域  
（例）川西町、郡家町、三条町、飯野町、垂水町、飯山町東小川
- (2) 下水道事業計画区域内で下水道の整備が技術的に困難である地域
- (3) 下水道事業計画区域内で下水道の整備が相当の期間見込まれない地域

## ◆ 対象浄化槽

環境省国庫補助指針適合品（BOD 除去率 90%以上、放流水の BOD が 1 リットルにつき 20 ミリグラム以下の機能を有するもの）で処理対象 50 人槽以下のもの。

※対象地域(3)においては、処理対象 20 人槽以下のもの。

## ◆ 補助対象者

- (1) 丸亀市税を完納している方
- (2) 専用住宅（自己の主の居住を目的とした住宅）に浄化槽を設置される方  
※店舗併用住宅も一部対象（延べ床面積の 2 分の 1 以上が居住を目的とした住宅で住宅部分に係る人槽分のみ補助）  
※完了実績報告書提出時には、設置場所に住民票を異動し、使用者が申請者であることが確認できること
- (3) 香川県が主催する浄化槽設置者講習会を受講される方  
※申請者本人（同居人による代理でも可）は必ず受講してください。  
※開催場所及び開催日時、その他詳細は公益社団法人香川県浄化槽協会にお問い合わせください。 TEL087-881-6600

販売及び賃貸を目的とする専用住宅に設置しようとする場合は除きます。

◆ 合併処理浄化槽人槽算定基準

• 一般住宅（共同住宅を除く）

住宅の延べ床面積が、140㎡以下の場合……………5人槽

〃 140㎡を超える場合……………7人槽

• 二世帯住宅（浴室及び台所が2つある場合）……………10人槽

• 同一敷地内で2戸以上の住宅に設置する場合……………50人槽まで

※香川県では、地域の実情を（平均延べ床面積や世帯人員）を考慮し、住宅の延べ床面積が140㎡以下であれば5人槽としています。

◆ 受付期間

令和8年4月1日から令和9年1月上旬頃まで

※上記期間に限らず、予算額に達した時点で受付は終了となります。

◆ 提出書類

ホームページに掲載している最新様式を使用してください。

（関係書類） 交付申請書、誓約書、変更等承認申請書、完了実績報告書、

交付請求書、着手届、交付申請チェックリスト

住民票の異動に関する誓約書、債権者登録申請書

完了実績チェックリスト

（誓約書は必ず自署）

※単独転換に伴う既存槽撤去費または配管工事費の交付申請をする場合は、事前申込書の提出が必要です。

◆ 注意事項

完了実績報告書は工事完了後から1か月以内又は令和9年2月26日のいずれか早い日までに提出してください。

工期の変更等により期限内に完了実績報告書の提出が困難になった場合は、申請の取り下げが必要です。

※工事着手後の取り下げは、次年度においても補助金申請をすることはできませんのでご注意ください。

◆ 補助金額

申請者の住所や現在の処理方法、設置場所によって補助金額が異なります。

【設置補助金】

〈区分1〉

対象地域(1)に設置し、汚水処理未普及解消につながる場合

(例)・集合住宅等から転居して家屋に設置する場合

- ・市外から転居して家屋に設置する場合
- ・単独処理浄化槽や汲み取り便槽から転換し設置する場合
- ・下水道に接続されている方が転居して家屋に設置する場合

〈区分2〉

対象地域(2)に設置する場合

〈区分3〉

対象地域(3)に設置する場合

【単独処理浄化槽撤去補助金】

対象地域(1)で、既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置替え(転換)に伴い単独処理浄化槽を撤去及び処分する場合

補助金額 150,000円(上限)

【単独処理浄化槽転換配管補助金】

対象地域(1)で、既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置替え(転換)に伴い、宅内排水管を新設する場合

補助金額 330,000円(上限)

## 融資あっせん制度

合併処理浄化槽を設置する場合に無利子の資金をあっせんします。

### 【対象者】

- 合併処理浄化槽の補助金交付決定を受けた方
- 融資あっせんによる融資額の償還について十分な支払い能力を有する方
- 丸亀市税を完納している方

### 【融資額】

- 設置工事1件につき50万円以内で、償還は毎月1万円

### 【連帯保証人】

- 市内に居住し、独立の生計を営み、丸亀市税を完納している方
- 市内に家屋又は土地を所有している方

### 【取扱金融機関】

- 丸亀市指定金融機関
- 丸亀市指定代理金融機関
- 丸亀市収納代理金融機関

〈区分 1、2 の場合〉

人槽区分	通常型	高度処理型			
		窒素又は磷除去型	高度窒素除去型	窒素及び磷除去型	BOD 除去型
5 人槽	332,000 円	360,000 円	474,000 円	528,000 円	489,000 円
6~7 人槽	414,000 円	462,000 円	570,000 円	693,000 円	654,000 円
8~10 人槽	548,000 円	585,000 円	723,000 円	963,000 円	903,000 円
11~20 人槽	939,000 円	1,092,000 円	-	1,674,000 円	1,551,000 円
21~30 人槽	1,472,000 円	1,860,000 円	-	2,811,000 円	2,607,000 円
31~50 人槽	2,037,000 円	2,496,000 円	-	3,774,000 円	3,501,000 円

〈区分 3 の場合〉

人槽区分	通常型	高度処理型			
		窒素又は磷除去型	高度窒素除去型	窒素及び磷除去型	BOD 除去型
5 人槽	166,000 円	180,000 円	237,000 円	264,000 円	244,000 円
6~7 人槽	207,000 円	231,000 円	285,000 円	346,000 円	327,000 円
8~10 人槽	274,000 円	292,000 円	361,000 円	481,000 円	451,000 円
11~20 人槽	469,000 円	546,000 円	-	837,000 円	775,000 円

◆ 補助金申請者の責務

【維持管理】

補助金の交付を受けて設置した浄化槽の機能が正常に稼働するよう適正に維持管理をしなければなりません。

また、浄化槽法にて以下の内容が義務付けられています。

	内 容	お問い合わせ先
保守点検（有料）	機械の点検・調整、消毒薬の補充 （3～4 ヶ月に 1 回）	契約されている保守点検業者
清 掃（有料）	浄化槽内汚泥などの取り除き作業、 清掃（1 年に 1 回）	平成 19 年 6 月以降島しょ部以外は民間業者 市クリーン課 ☎58-7453
法定検査（有料）	水質に関する検査（浄化槽使用開始後 6～8 ヶ月で 1 回、その後は毎年 1 回）	（公社）香川県浄化槽協会 ☎087-881-6600

【浄化槽設置者講習会】

浄化槽を設置される方が浄化槽に対する正しい知識を習得し、適正な維持管理に役立てていただくため、香川県が主催する「浄化槽設置者講習会」の受講が必要となります。

※講習会は県内のどの会場で受講されても構いません。

※申請者本人が欠席し、代理の人（同居人に限る）が受講する場合は、委任状が必要です。

※受講後に交付される修了証の写しを実績報告書の提出時に添付していただく必要があります。

お申込み

お問合せ

公益社団法人香川県浄化槽協会

〒761-8012 香川県高松市香西本町 1-106

TEL：087-881-6600

URL：<http://www.kagawajk.jp>

浄化槽設置者講習会は、香川県が公益社団法人香川県浄化槽協会に委託して実施しています。

【下水道への接続】

当該区域が下水道の供用開始区域となったときは、遅滞なく、下水道に接続しなければなりません。

# 補助金交付の手続き

- ◆ 申請窓口と書類等は、丸亀市都市整備部下水道課まで
- ◆ 申請の前に浄化槽設置届出書を、(公社)香川県浄化槽協会(☎087-881-6600)に提出してください。

